



平成 24 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 東武鉄道株式会社
代 表 者 名 取締役社長 根津 嘉澄
(コード番号 9001 東証第 1 部)
問 合 せ 先 財務部課長 山本 勉
(TEL. 03 - 5962 - 2175)

第 9 5 回無担保社債の発行について

平成 24 年 3 月 28 日開催の当社取締役会決議に基づき、第 9 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の発行を決定いたしましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

第 9 5 回無担保社債（7 年債）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 社債の名称 | 東武鉄道株式会社第 9 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付） |
| (2) 募集総額 | 金 100 億円 |
| (3) 各社債の金額 | 金 1 億円 |
| (4) 利率 | 年 1.06% |
| (5) 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (6) 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (7) 償還期日 | 平成 31 年 4 月 19 日 |
| (8) 利払日 | 毎年 4 月 19 日および 10 月 19 日
(平成 24 年 10 月 19 日を第 1 回の利払日とする。) |
| (9) 申込期間 | 平成 24 年 4 月 13 日 |
| (10) 払込期日 | 平成 24 年 4 月 19 日 |
| (11) 募集方法 | 一般募集 |
| (12) 担保 | 本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (13) 社債等振替法の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。 |
| (14) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (15) 財務代理人 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (16) 引受人 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事とする引受証券団 |
| (17) 申込取扱場所 | 引受会社の本店および国内各支店 |

以 上